

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月4日 13時50分ごろ
発生場所	福井県 ^{わかさ} 狭町 ^{ゆうし} 遊子地区南西方沖 小川港黒グリ灯台から真方位096° 1,600m付近 (概位 北緯35° 36.0′ 東経135° 51.0′)
事故の概要	遊漁船 ^{かいよう} 快洋丸は、北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 快洋丸、3.78トン FK3-11642（漁船登録番号）、個人所有 第251-8390号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.00m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板の亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、釣りを終えて帰航を開始した。 船長Aは、東進後、遊子地区の係留地に向けて左舵を取り、船首浮上により正船首方に左右約10度ずつの死角を生じた状態で北東進中、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。 船長Aは、係留地に向けて左舵を取った後、係留地まで近くなっており、前路に釣りをを行う他船はないと思い、船首を左右に振るなど船首死角を補う見張りを行わずに同じ針路で航行を続け、船首方の死角に入っていたB船に気付かなかった。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、遊子地区南西方沖において船外機を停止し、甲板上約2mの高さに旗を掲げ、船首を北東方に向けて釣りをしながら漂泊していた。 操縦者Bは、船尾方にB船に向かって航行するA船を認めたが、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、椅子に腰を掛けて船首方を

	<p>向き、釣りをを行いながら漂流を続けていたところ、両船が衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突時に腰を椅子で打って腰部に打撲を負い、落水したが、救命胴衣を着用しており、A船に救助された。</p>
分析	<p>A船は、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、同じ針路で航行を続けたことから、船首方の死角に入っていたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、操縦者Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が漂流中のB船を避けてくれると予期し、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が船首浮上により船首方に死角が生じた状態で北東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、同じ針路で航行を続け、また、操縦者Bが、A船が漂流中のB船を避けてくれると予期し、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船首浮上により船首方に死角が生じた状態となる場合、前路に他船がないと思わず、船首を左右に振るなど死角を補う見張りを行うこと。 ・ ミニボートの操縦者は、漂流中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、漂流中の自船を他船が避けてくれると判断することなく、余裕のある時期に船体を移動させて衝突を避ける動作をとること。 ・ ミニボートは、他船からの認識が容易となるよう、3m以上の高さのポール等を使用して目印となる旗を掲げることが望ましい。